◎調達機関番号　415　◎所在地番号　41

○第１号

１　工事概要等

⑴　品目分類番号　41

⑵　工 事 名　佐賀大学（鍋島１）医学部附属病院診療棟新営工事

⑶　工事場所　佐賀県佐賀市鍋島五丁目１番１号　佐賀大学鍋島１団地構内

⑷　工事概要　本工事は、佐賀大学医学部附属病院の診療棟（鉄筋コンクリート造（免震構造）、地上４階建、建築面積2,528㎡、延べ面積6,910㎡、敷地面積235,424㎡）の新営工事を施工するものである。なお、本工事に伴う電気設備工事、機械設備（空調）工事、機械設備（衛生）工事及びエレベーター工事は、別途発注される予定である。

⑸　工期　平成25年３月31日まで。

⑹　使用する主な資機材　コンクリート約8,050㎥、鉄筋約1,140ｔ、板ガラス約430㎡

⑺　本工事は、工事施工について「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」(以下､「技術提案書」という｡)を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して、落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）の工事である。

⑻　本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システム【文部科学省電子入札システムホームページ（http://portal.bid.mext.go.jp)】により行う。

なお､電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

２　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という｡)又は次に掲げる条件を全て満たしている特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という｡)であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、学長から共同企業体としての認定を受けていること。

⑴　国立大学法人佐賀大学契約事務取扱規程第３条及び第４条の規定に該当しない者であること。

⑵　文部科学省における建築一式工事に係る一般競争参加資格（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること｡)を有し､「一般競争参加者の資格」(平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、単体又は共同企業体での参加の場合の構成員の代表者は1,250点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,050点）以上であること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く｡)でないこと。

⑷　平成14年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の基準を満たす新営工事又は全面的（床、壁、天井）な改修工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る｡)。

①　単体又は共同企業体の代表者

㋐　建物用途　病院

㋑　建物規模　延べ面積4,000㎡以上　免震構造（ただし、免震については戸建て住宅以外とし、建物用途・規模は問わない｡)

㋒　工事種別　建築一式工事

②　共同企業体の代表者以外の構成員

㋐　建物用途　病院

㋑　建物規模　延べ面積2,000㎡以上

㋒　工事種別　建築一式工事

⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有してからの営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

⑹　共同企業体の構成員数は、２社又は３社とする。

⑺　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。

⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑼　共同企業体の代表者は､施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。

⑽　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお､「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の資格を有する者、技術士（技術士法による二次試験のうち、技術部門を建設部門とするものに合格した者）の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

②　平成14年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の基準を満たす新営工事又は全面的（床、壁、天井）な改修工事を施工した実績を有すること。

㋐　建物用途　病院

㋑　建物規模　延べ面積4,000㎡以上

㋒　工事種別　建築一式工事

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　共同企業体の場合の代表者以外の構成員については、⑽①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

⑾　工事全般の施工計画が適切であること。

⑿　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という｡)及び競争参加資格確認資料(以下｢資料」という｡)の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

⒀　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ｡)又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと（資本関係又は人的関係がある者すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照)｡)。

⒁　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照)｡)。

⒂　共同企業体として申請した場合は、その構成員が単体として重複申請することは認めない。

⒃　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと（入札説明書参照)。

３　総合評価に関する事項

⑴　総合評価の方法　標準点を100点とする。加算点は最高30点とし、技術提案書の内容に応じ与える。なお､「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、入札説明書に参考として示した標準案により入札に参加する（技術提案を行わない）場合は､「工事全般の施工計画」に関してのみ、加算点を算出し与える（入札説明書参照)。

⑵　評価項目　以下に示す項目を評価項目とする（詳細については入札説明書参照)。

①　ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画に関する事項

・環境の維持　施工中の近隣建物に対する騒音・振動・粉塵を低減する対策及び重機・大型工事車両通行時の騒音・振動対策にいて

・特別な安全対策について　工事関係者の駐車場の確保及び本院利用者（患者、教職員、学生）の交通安全対策（工事車両の交通対策・安全な歩行動線の確保）について

②　工事全般の施工計画に関する事項